



平成 23 年 5 月 25 日

各 位

会 社 名 株式会社 テレビ朝日
代 表 者 名 代表取締役社長 早 河 洋
コード番号 9 4 0 9 (東証第一部)
問 合 せ 先 取締役総務局長 角 南 源 五
(TEL 03-6406-1111)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 23 年 5 月 25 日開催の取締役会において、平成 23 年 6 月 28 日開催予定の当社第 71 回定時株主総会に、「定款の一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 「放送法等の一部を改正する法律」(平成 22 年法律第 65 号) の施行にともない、各種の放送形態に対する制度が統合されることを踏まえて、目的に関する規定(現行定款第 2 条)について、文言の一部変更等を行うものです。なお、本変更につきましては、「放送法等の一部を改正する法律」(平成 22 年法律第 65 号) の施行日をもって、その効力を生ずることといたします。
- (2) 取締役会などの現在の運営状況に鑑み、取締役の上限員数に関する規定(現行定款第 16 条)について、見直しを行うものです。
- (3) 取締役の経営責任を明確化し、経営環境の変化に対応した適切な経営体制を機動的に構築できるようにするため、役員任期に関する規定(現行定款第 18 条)について、任期を 2 年から 1 年に短縮するものです。

2.変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
(目的) 第2条 本社は、次の事業を営むことを目的とする。 1.放送法による <u>テレビジョン、その他一般放送事業</u> (中略) 16. <u>電気通信役務利用放送法による電気通信役務利用放送事業</u>	(目的) 第2条 (現行どおり) 1.放送法による <u>基幹放送事業および一般放送事業</u> (中略) (削除) (以下、現行定款の 17.~24.までの数字を繰り上げ)
(員数) 第16条 本社の取締役は、 <u>25</u> 名以内とする。	(員数) 第16条 本社の取締役は、 <u>22</u> 名以内とする。
(任期) 第18条 取締役の任期は、選任後 <u>2</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。	(任期) 第18条 取締役の任期は、選任後 <u>1</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
(新設)	<u>附則</u> 第1条 <u>第2条(目的)の変更は、「放送法等の一部を改正する法律」(平成22年法律第65号)の施行日を効力発生日とし、本条の規定は、同日をもって削除する。</u>

3.条件および適用

本件は、平成23年6月28日開催予定の当社第71回定時株主総会において承認可決されることを条件とします。

また、取締役の任期については、同定時株主総会において選任される取締役より適用いたします。

4.ご参考

当社は、上記の取締役の任期の短縮にあわせて、取締役の報酬体系についても、取締役の責任を明確化するために、業績との連動性を高めます。

以上